

平成 29・30 年度 第 7 回
神奈川県住宅政策懇話会

日時：平成 30 年 7 月 13 日（金）
於：横浜情報文化センター 7 階 大会議室

午後1時55分 開会

○事務局 まだ定刻前ですが、委員おそろいになりましたので、先に始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第7回神奈川県住宅政策懇話会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

まず、本日の傍聴ですが、一般傍聴者1名、報道はなしとなっております。

本日の出席状況ですが、栄委員、山之井委員は、所用のため欠席でございます。

次に、人事異動に伴い県の出席者に変更がございましたので、紹介させていただきます。

住宅企画・耐震改修促進担当部長の片山から、住宅企画・建築安全担当部長の佐藤に変更となりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては大江座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○大江座長 皆さん、こんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、スケジュールと、前回の議論の要旨について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料-1、懇話会のスケジュールをごらんください。ここに3つの計画のスケジュールを記載しております。上から、1「神奈川県高齢者居住安定確保計画」、2「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」、3「新たな住宅セーフティネット制度に基づく神奈川県賃貸住宅供給促進計画」です。

スケジュールの説明に入る前に、第6回懇話会からの変更点について説明します。

1、高齢者居住安定確保計画の改定時期を、平成30年10月から平成31年3月に変更しております。これは、3、賃貸住宅供給促進計画の策定作業を進める中で、推進すべき施策などがほかの2つの計画と相互に関連することが明らかになったため、3つの計画をまとめて3月に改定・策定することとしました。

2、県営住宅ストック総合活用計画のスケジュールに変更はございません。次回、9月28日開催予定の第8回懇話会で、素案についてご意見をいただく予定です。

3、賃貸住宅供給促進計画は、本日の懇話会で方向性を伺った後、9月に庁内と市町村照会を行い、11月9日開催の第9回懇話会で素案をお示しし、その後、パブコメなどの必

要な手続を行った上で、平成31年3月の策定を目指します。

次に、資料2をごらんください。平成30年1月26日に開催した第3回懇話会の議論要旨を記載しております。

上の枠に「主な議題・論点」を示しております。

○新たな住宅セーフティネット制度について

○神奈川県における住宅確保要配慮者・住宅に関する状況について、を主な議題・論点として、

賃貸住宅供給促進計画の策定の方向性についてご議論いただきました。

下の枠に「委員から頂いた主なご意見」をまとめております。大きく6つに整理しております。アンダーラインのところを読み上げます。

○要配慮者の追加について

・要配慮者の追加については、関係事業者、NPO、ボランティアの方にヒアリングを行い、本当に県として応援しなければいけない住宅に困っている人は誰かを特定すると、県民も応援するのではないかな。

○賃貸住宅登録基準の強化・緩和

・要配慮者等の支援団体にヒアリングを行い、その結果を整理したうえで、支援効果が高い要配慮者や登録基準のニーズを把握すべきではないかな。

○「県あんしん賃貸住宅」に登録済住宅から新たなセーフティネット制度への移行登録

・現在、新たな住宅セーフティネット制度による登録住宅数が伸び悩んでいる状況なので、「県あんしん賃貸住宅」からの移行を進めたほうが良いのではないかな。

○政策効果の高い補助

・「住宅改修補助」と「家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化補助」は、狙いが異なる施策なので、どちらが大事かというより、どうバランスをとって効果的に運用していくかではないかな。

○補助の実施について

・補助を実施する場合は、県がやる意義があったといわれるためのモデルが大事だと思う。

・空き家の1戸建ての住宅をシェアハウスに利用することは、何か新しいものが

できそうな感じがする。

○居住支援を行う人材育成について

- ・居住支援のグループがあって、その人たちの協力の中でそこに住むことが可能になれば貸し手の方も安心感が増すし、実態としてこの仕組みが生きてくると思うので、先行して居住支援しているNPO等に意見を聞きながら、居住支援を行う人材育成や事業の採算性・継続性を検討すると良いのではないかと。

という意見を、委員の皆様からいただきました。

資料1及び資料2の説明は以上です。

○大江座長 ただいまの事務局からの資料のご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。——よろしいでしょうか。

それでは、議題の丸ポツの3つ目「住宅確保要配慮者等を支援する団体へのヒアリング結果について」でございます。ご説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局 資料3、ヒアリング結果一覧についてです。横方向に質問項目、縦方向にヒアリングを行った団体、一番下にまとめを記載しております。10団体のうち8団体から回答を得ました。ヒアリング項目のうち、賃貸住宅供給促進計画に係る質問を1と2に示しております。

まず、(質問1)「県が国例示の住宅確保要配慮者を指定すべきですか」の問いに対しては、一番下のまとめに記載しているように、「国例示の要配慮者を広く指定」が7団体、「国例示の要配慮者を指定すべきでない」が1団体となっております。

「広く指定」と回答いただいた意見としては、支援団体⑤より「範囲はなるべく広げた方がいいと思う」「ただ、範囲をいくら広げたところで、大家や不動産屋に入居を拒否される根底の問題を解決しないと意味がないと思う」という意見をいただいております。

次に、(質問2)「県は登録住宅の床面積を強化・緩和すべきですか」の問いに関しては、まとめに記載しているように、「緩和しない方がよい」が2団体、「緩和した方がよい」が3団体、「どちらとも言えない」が1団体となっております。

「緩和しない方がよい」の意見としては、支援団体③より「地価が上昇しているからといって、面積を狭めるのは良くない。生活の質が上がらない」。一方、「緩和した方がよい」の意見としては、事業団体②より「市の住宅扶助上限額の範囲内で考えると、一般賃貸住宅の25m²以上では厳しいかもしれない」。また、「どちらとも言えない」と回答いただいた意見としては、事業団体③より「現在運営しているシェアハウスの一室の大きさは、6

畳程度だが、4畳半まで緩和すると対象物件が広がるのではないか」「一方で、現状の住まい方を見ていると、片付けができずにモノがあふれてしまっているのが4畳半では狭い」という意見をいただいております。

次に、シェアハウスモデル事業に係る質問を3と4に示しております。

(質問3)「県が検討する経済的支援のあるモデル事業を活用したいですか」という問いに対しては、まとめに記載しているように、「活用したい」が5団体、「活用するのが難しい」が3団体となっております。

「活用したい」の意見としては、事業団体③より「新たに入居者を受け入れる際の費用負担が大きいので、『家賃債務保証料低廉化補助』はありがたい」「『住宅改修費補助』と『家賃債務保証料低廉化補助』をパッケージ化したモデル事業が良いかもしれない」という意見をいただいております。

(質問4)「シェアハウスを安定的に運営するには、入居者の同質性(年齢、職業等)は必要ですか」という問いに対しては、まとめに記載しているように、「同質性が必要」がゼロ、「同質性は必要ない」が4団体、「どちらとも言えない」が3団体となっております。

「同質性は必要ない」の意見としては、支援団体⑤より「介護福祉士が居住者の見守りをしながらこのシェアハウスに住むことができれば異なる世代との居住も可能だと思う」。

「どちらとも言えない」の意見としては、支援団体⑥より「経済的な状況が異なりすぎると上手くいかないのではないか」「一方で、生活困窮者同士だと意見がぶつかるかもしれない」という意見をいただいております。

資料3については以上です。

○大江座長 それでは、今ご説明いただきました資料3について、皆様からのご意見を伺いたいと思います。どうぞどなたからでもご発言いただければと思います。

○瀬戸委員 いろいろと支援団体にヒアリングをされて、現場の課題を把握された上での整理ということで、ありがとうございます。

支援団体のご意見にもあるのですが、住宅困窮者に関しては所得が低くて困っている方を対象として住まいの確保をしていく必要があると思います。一方で、神奈川県内には空き家はかなり増加していて、全国で第3位と聞いております。データが間違っていたら教えてくださいなのですが、49万戸空いていて、県営住宅が5300戸空いていると把握しておりますが、そうした空き家を上手に活用しながら、住宅要配慮者や介護福祉の現場の方々に低廉な家賃で住んでいただくという政策は考えられないのでしょうか。

福祉・介護の現場では、外国から人材を確保しようとしていますし、地方からも、人材を確保する動きがあります。横浜や川崎など、都市部で働きたいと考える外国人や若者に住まいを提供し、介護の現場で働いてもらう環境を整えるという新たな政策です。

例えば30万の月収の方と20万の方がいらっしやって、介護・福祉の現場ですとどうしても20万ぐらいが多くなってしまふということになります。こうした介護職員向けに低廉な家賃の住まいを提供できるようにすると人材確保につながります。地方から出てくる若者にとって、横浜や川崎エリアは家賃が高いので、月収が低い介護職員にとって、かなり負担が大きいということがあります。

介護福祉の人材確保の課題と空き家の有効活用という課題を解決する方策として、何かご検討いただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。神奈川らしい総合政策という視点が重要と感じたので、質問させていただきました。

○大江座長 空き家の数が多い。中でも県営住宅で5300戸空いている。約4万5000戸のうちの5300戸ですから、1割以上ですね。そういうところが活用できないかどうかということとあわせて、就労の関係との結びつきの中でというお話がありましたが、いかがでしょうか。

○羽太住宅計画課長 このセーフティネット制度は、確かに空き家が増えているところから、空き家、空き室を使って要配慮者に住宅を提供するという出発点がありました。制度としては、まずそういった住宅を登録いただいて、そういう要配慮者に入っていくということで、そもそもそれに対して必ず補助をしていくというものではなくて、政策的には要配慮者に対しては県営住宅、それから生活保護による住宅扶助をミックスしながらやっていくということになっています。

新セーフティネット制度の家賃補助につきましても、長い期間は設定されていません。国は、家賃補助をした場合でも、自立ですとか、就職して収入を得るとか、そういった方々が次の入居先として県営住宅、公営住宅に入っていくということで、いつまでも補助をしていくという制度として考えていないのかなということで、いろんな制度を使いながらやっていくという中で、自治体として家賃補助をしていったらいいのかなとかいうのを今後、広く検討していくことが必要だと思います。

それから、人材確保ということでさまざまな施策と、当然、外から外国の方を労働力として入れる場合には住まいも必要になってくるという話になります。Uターン、Iターン、Jターンもそうかと思うんですが、関係課にもこの制度を話ししながら、低廉な住宅を必

要としている、そういう施策と一緒にやろう。今のところ、手を挙げて一緒にやろうと言っているところがないということなので、今後そういう話があれば活用していけたらなと思っております。

○天野公共住宅課長 県営住宅についてもお話がございましたので、答えさせていただきます。

県営住宅の空き家が5300戸というお話をいただきました。実はこの中に建替えを前にして政策的に空き家をしているとか、ちょっと住民間のトラブル等があって、あえて空き家をしているものが1500戸ほどありまして、実質的には3800戸程度でございます。

県営住宅の応募倍率は以前より下がっておりますけれども、平均5倍近くございます。特に単身住宅については10倍程度ございまして、政策的に空けている空き家についていえば、この場で審議いただいておりますけれども、これから建替えを進めていくということで対応していきたいと思っております。募集においてももう少し工夫が必要なのではないかというお話もありましたので、適宜募集要項についても工夫しながら、応募倍率は高いけれども空き家がまだ多い状況については改善していきたいと考えております。

それから、空き家を活用して高齢者の憩いの場にするような活動も今、健康団地の取組として進めているところでございます。これが発展する形の中で福祉施設を誘致するでありますとか、ご議論もいただいておりますところですが、福祉人材の方に詰所みたいな形で住んでいただくのがいいんじゃないかというアドバイスもいただきましたので、そういった活用についても、また次回になりますけれども、ストック総合活用計画改定の作業の中で研究しながら、どんどん取り込んでいって具体化するよう進めていきたいと考えております。

○庄司建築住宅部長 先ほど瀬戸委員から空き家の確認ということで、確かに49万戸で、正確には48万6700戸となっておりますが、そのうち賃貸用と売却用合わせて32万8000戸あります。ちょっと手元にないんですが、そのうち大体30万戸が賃貸用の空き家になっております。これはアパートとかマンションというものだと思います。その他の住宅というのがある、これは全く使う当てがないとか、今、人が病院にいないとか、そういうのが13万戸あります。こういったものをいかに使っていくかというのは、もともとこの発想としてありました。

それから、もう1つ、先ほど就労との関係がありましたけれども、この制度では、公営住宅階層の低額所得者が住むのであれば家賃対策の補助はできるんですが、それよりも収

入が高い人だとそこはだめ。けれども、登録住宅は高い人でも住めるんですね。そこがみそで、例えばシェアハウスでそういう人が入って、もしかしたら面倒を見てくれる人が真ん中にいて、あとは受ける側ということも、ちょっと大変だと思いますが、そういうことも想定できる。県営住宅だと収入が完全に決まってしまうので、なかなかそこが難しいというところで、こういう提案をさせていただいたわけです。

○大江座長 他にいかがでしょうか。

○大月副座長 非常に細かく現場の事情を理解されようとまとめられていて、大変いいなと思いました。

県の今後の仕事として、こうした支援団体の人々をどう支援するかという点が課題となってくると思います。今回モデル事業について、活用したいですかというのを聞いていますが、モデル事業をやらせるというよりは、一緒にモデル事業を立ち上げていくというスタンスでいけば、全国的にも大変いい試みとして注目されるんじゃないのかなと思っております。

ただ、年代別に論じることでもいいんですが、必ずしも年代ごとに説明できないところも多くなっているのではないかと思います。

例えば子どもさん、外国人、高齢者が隣同士に住み合っていたりするのですが、こうした、異なる属性の人々のつながりをどう地域でつくっていくのかは非常に重要で、地域交流施設で情報交換しますとか、違う課題を持った方があるNPOとか行政支援によってつながりますとか、そういう機能があることが全体のセーフティネットとしては非常に大事な気がします。

そうした中で、NPOの方々から多々ご指摘があったように、公営住宅などでのシェアハウスなどの提供についての対応可能性は追求された方がいいかと思います。

もう1つは、空き家をどう使っていくかということもこの中に入ってこなきゃいけないと思いますが、不動産屋さんに普通に回っているような空き家は高額物件なので、NPOの方々にはなかなか手が出ない。むしろ、空き家なんだけど不動産屋さんが相手にしないような低廉な空き家、つまり、家主さんが固定資産税ぐらいを払えればいいと思っていられるような物件も多々あると思うんです。そこをどうやって見つけて、どうやって回すかというのが一番難しいところで、そういうところをうまく発掘することによって、この低廉な民間住宅の提供というのが相当なボリュームで出てくれば、この政策の一番狙いとするところだと思います。

○大江座長 幾つかのご質問とご意見をいただきましたけれども、支援団体と一緒に考える、支援団体の支援をどうするかというテーマがありますねというご指摘。それから年齢階層、つまり1つの属性と1つの対応策ということではないんだろうというお話。その中で公営住宅の活用の仕方、また、空き家の中でもあまり流通に乗ってこない、しかし、低廉に生かすような空き家をどういうふうに見つけて、そこを結びつけることがテーマになるんじゃないかというお話だったと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

○羽太住宅計画課長 低廉な空き家という話がまずありまして、このモデル事業をやっていく中で、今度必要になってくるのはそういう低廉な空き家ということになります。まだ大家さんのほうには、このモデル事業の話は積極的にはしてないところなんです。今、団体のほうでは、やる気のある幾つかの団体を聞いていますが、今度はそういう理解のある大家さんを探していくのが、このモデル事業を進めていく上で重要だと思います。モデル事業はまず団体、不動産屋、大家が出そろったところで開始かなというふうに思います。もう1つは、市町村との連携も必要になってきますので、そこも併せてやっていきたいとします。

それから、団体への支援につきましては、現在、居住支援法人となれば、国のほうから最大年間1000万円の補助があります。ヒアリングをしていく中で、団体の活動に対して助成をいただきたいという声は非常に多いです。セーフティネット制度で居住支援法人の制度はつくっているんですが、その団体の支援は国の直接の補助のみであり、課題があるかだと思います。そういった方々が必死になってやっていると、その人の善意だけでは長く続かない。もし支援した場合、いつまでやっていくかという問題がありますので、課題だと認識しております。

それから、それぞれの事業者さんなり支援団体の居住支援がいろいろな事情を抱えた方々が複合してという話になってきますと、そこが恐らく重層的になってきたり、あるいは外部の別の団体が入ってきたりということも考えられます。現実の世界はこういう単体の団体だけではなくて複合的に、あるいは住宅としての居住支援じゃなくて、地域でつながっているという話もあると思いますので、そこができればいいんですけども、かなり複雑になるんじゃないかと思います。そこら辺は十分意識して、幾つかの団体が組み合わさってやるとか、シェアハウスをやるのであれば、いろんな属性の方が入ってくると複数の団体が入ってきたり、そんなこともあると思いますので、今後いろんなパターンをまた考えていければと思います。

それから、低廉な民間住宅については、当然この事例でも公営住宅に入居が可能ということであれば、ご案内していると聞いております。例えば、子連れのシングルマザーですと当然公営住宅への入居も可能ですので、低廉な民間住宅についてだけじゃなくて、公営住宅のほうもご案内する。高齢の単身者も同じことで、必ずしも民間だけじゃなくて、公営住宅のほうもご案内するという状況でございます。

ただ、若年の方については、現在のところ、若年単身の低所得者の方は県営住宅の入居が難しいという状況にありますので、この辺も県営住宅の関係の方と話ししながら、今後どうするかというところも考えております。

○大江座長 他はいかがでしょうか。

○落合委員 全部で10団体を発掘されてヒアリングされたということですが、居住支援法人がどれだけ出てくるかというのが大事だと思っております、この10団体をどういうふうにして県のほうで見つけてこられたのかということと、神奈川県は今、居住支援法人指定が4件だったかと思うんですが、これからどのようにして増やしていくか、どんな方法を考えていらっしゃるのかをお聞きしたい。

それから、居住支援をやっている団体のいずれのところも、課題とされているのは財源なんですね。明確な財源がないところで、3年で補助が消えていく。その先どうするんだというところで、登録をためらっているというお話もよく伺います。その中で、今回、モデルをお示しいただいたのがあったかと思うんですが、その中でビジネスモデルをうまくつくっていくことができればいいのではないかと思います。例えば、生活困窮のほうですと住居確保給付金があったり、制度、制度でそれぞれの居住支援に関するいろんな補助も出てきておりますし、そんな補助に頼るわけではなくて、この中でうまく仕組みが回るということが見えてくると、もしかしたら住宅の管理費の中から人件費等が出てくるかもしれない。そういったビジネスモデルを含めた検討する1つのモデルというふうには仕立てていただければ、全国的にも制度的なモデルになるのではないかと思います。

○大江座長 居住支援法人をどう増やすかということと、そのための自立していけるビジネスモデルのつくり方ということについてご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

○羽太住宅計画課長 現在、神奈川県では5団体の居住支援法人がありまして、ヒアリングしている中では、かながわ外国人すまいサポートセンターが居住支援法人になっていただいております。居住支援法人になっていただいて、居住支援を盛んにしていくということが一番大事だと思っております。今まで住宅施策側ではこういう団体がなかなかわからな

かったので、市町村の福祉部局に聞いて、今リストをいただいて、そこに直接、住宅セーフティネット制度の説明と、居住支援法人になりませんかという声かけをしていきたいと考えております。

それから、ビジネスモデルということで、自分たちで何とか自活してやっていただければということで考えているんですが、要配慮者だとお金のない方が多いので、その方からお金を取って本当にビジネスになるのか。そこはかなり難しい話があると思います。

そういったことでお金は無理かもしれませんが、例えば低廉な民間住宅の中に支援者も一緒に入って生活する。そういった方々の家賃も含めて、1棟を借りて生活して、固定費を少しでも減らすとか、そういった団体も見られますので、そういうところを活用しながら、お金だけじゃなくて、仕組みで何かうまく回る場所がないかということモデル事業でやっていけたらと思います。

○大江座長 他はいかがでしょうか。

○壺井委員 先ほど県営住宅で空きが出ているというお話がありましたが、私が聞いた話では、東京のURの住宅で空きが出ているので、そういった空き部屋に高齢者に入居していただいて、高齢者の見守りサービスを行う、いわゆるサ高住的な役割で事業者が団地の中に入る事例があります。空き家も点々としているようですが、各部屋に安否確認のための通報装置をつけたり、生活相談をするスタッフが詰めていて、サ高住的なことをやっているということで聞いていますが、そういった事例の調査、研究はされていますでしょうか。もしくは、ご存じなのかもしれませんが、県営住宅ではちょっと難しいとされているのでしょうか。

もう1点は、先ほどの生活困窮者の方の居住支援ということで、お金がないところがかかりネックになっているかと思うのですが、住宅部門だけではなくて福祉部門の支援といえますか、生活の就労支援とか、就労してお金をちゃんと稼いでいただいて収入を得ていただく。そういった部署との連携をしていくのも大事ではないかと思うのですが、そういった点でどのようにお考えになっているのか教えていただければと思います。

○大江座長 最初の1つ目は、僕が答えてもよければ答えますけれども。

高島平で、株式会社コミュニティネットがURから大規模な高層の住棟の部屋を複数借りて、1戸当たり500万ぐらいかけて改修してバリアフリーにし、それをサブリースするというやり方で、同時に隣の住棟の1階にもともとあった商店のところにフロントをつかってスタッフを置いている。これは比較的うまくいっているようで、今、地方住宅供給公

社がつくった賃貸住宅の空きのところにも同様の展開をしようとしているところなので、分散型サ高住というのは1つのやり方かもしれません。

このモデルはそれなりの家賃（95,000円前後）を取るもので、管理費も1人36,000円とか取っていたと思うので、比較的中低所得層の退職者とか遺族年金受給者という人たちがこの対象になっていると思います。高島平は、外食も容易だし、食材の調達をするのも割と楽なので自分で食事を作るし、割と自由に暮らしたいというタイプの人たちが入っていることはヒアリングで確かめています。考え方としては、展開可能なおもしろいものだと思います。

2つ目のほうはどうでしょうか。

○羽太住宅計画課長 就労支援との連携ですが、なかなか今まで住宅部局とそういうところとの連携がないものですから、団体に少しヒアリングもしていますので、そういったところとあわせてやっていきたいと考えております。

○大江座長 私のほうで1つ意見を言わせていただくと、障害者グループホームというのは今、積極的に地域移行するということで進められているところで、私も知的障害者のグループホームであるとか、精神障害者のグループホームのことを少し調べているんですけども、障害者総合支援法以降、そういうことに対して法人としての取り組みが比較的やりやすくなっている関係もあるようです。

それと、例えば大都市圏ですと、地主さんがグループホームを建てて一括貸しするみたいなことが行われているんですね。それは旧来のアパート経営と比べて、一括貸しするので地主さんとしても安定的に収入が得られるというメリットがある。アパートを建てて、入れかわっていくときに対するコストとかを考えると、住宅を経営するという点ではグループホームは有利であるという判断もあるようで、比較的新しいものを建てて貸してもらえる状況はあるというのは、横浜市の周辺区でヒアリングしたところでもあります。

あるいは、それこそ戸建て空き家、その他の空き家に相当するものを、その法人の利用者さんの親御さんが持っているところを借りるという関係から、いわば空き家活用型のグループホームも出ています。

そういう形でやりますと、障害者の場合には就労の問題も結びつけて行っているわけですが、今回のこの住宅確保要配慮者の新しいカテゴリーとして出てきているところに関しても、社会福祉法人がそういった居住支援団体などと連携して行うというやり方のほうが現実的かもしれないと思います。つまり、居住支援法人はテーマがあって、これをやらな

きやというのでNPOを作ったりしてやっているわけですが、法人運営のための人であるとか、経理であるとか、そういうことに関しての経験が少ないので、例えば公的な補助金をもらって会計をちゃんとしなきゃいけないとか、そういうことについての事務的な力があまりないケースもあるんですね。

そういうところを例えば社福と連携してやっていくとか、あるいは社協もあるかと思いますがけれども、そういう連携の中でやっていったほうが住宅の運営のリスクは下げられるかもしれない。一括借りというのも空き室リスクがあるので、体力がない法人が一括借りして赤字を出して非常に苦しい思いをすることにもなりますから、ある程度体力があるところが住宅経営をやって、本当に居住支援の部分について専門性が必要なところ、つまり、その社福がもともとやっていた知的障害というのとはちょっと違った属性を持つ人たちについての居住支援は、そういう専門的なNPOに任せて連携してやっていくとか、そういう費用についても社福全体の中から運営にかかるものとして出していくことができる可能性はあるかと思います。

実際、普通の障害者ホームは、5人の1人の割合で世話人を雇うということをやっているわけですから、そういった人件費の出し方もありますし、新しいテーマでそういうことに地道に取り組んでいるNPOとか、そういうふうに余り狭く見ないで、既に居住支援という上ではいろんな実績があるわけですから、そういう力を持っている実績があるところ、経験があるところと一緒にやるという発想も必要かなと思います。

それから、今回ヒアリングされた中で、刑期を終えて出てきた方たちの社会復帰のところは、数年前に、機会があって見せていただいたことがあります。

つながりがない形でそこに来て、社会復帰していくというときに、いろんな相談ができるとか、安心感を持って暮らせるとか、そういうことが非常に大事で、もちろん生活のための基礎的な訓練みたいなものもやるわけですが、そこにつながっているということに安心感がある。一定期間たつとそこを出るわけですが、出身地などには帰らずそのまま就職するという人が結構多いんだという話がありました。そこは非常に長い実績があって、建物も補助金を使って新しくして非常に住みやすい形のものをつくっていました。そういうところに学ぶことも非常に大事なんじゃないかなと思います。

つまり、社会福祉のほうは社会福祉の世界から、いわば居住と結びついてきているんですが、今、居住、住宅というところからそっちを見ているわけですね。でも、接点はもともと非常にたくさんあるので、こっちからだけ見てその中だけで考えるということじゃ

ないほうが、やりやすくなるんじゃないかなと思います。

大島委員、少しご発言いただけますか。

○大島委員 今、私の方からの意見として2点あります。各委員の先生方、大江委員長のほうからおっしゃいましたけれども、1点目の居住に関しては社会福祉の領域からも居住に関する情報が得られることについてはかなり関心のあることだと思います。居住のほうから社会福祉への連携の点では、個人的な意見として、そのような形が良いように思っています。社会福祉法人は、法人の中でもいろいろなノウハウを持っていますし、社会福祉の中でどうやって地域で利用者の方々が望む生活支援ができるかということを考えているところが多いかと思いますので、「社会福祉からの居住と居住からの社会福祉との連携」というところをぜひ具体的に進めて頂ければ良いのではないかと思います。

2点目は、特に子どもの虐待、犯罪もそうなのですが、「子どもたちにどれだけ手当てできるか」を考えることが今まで以上に必要になってきているのではないかという点です。予算の配分もいろいろあり難しい課題かもしれませんが、公営住宅を利用できる子どもたちの学ぶ環境の充実、そこから将来の希望する職につながることを、改めて具体的に進めていくことを考えていく必要があるように思います。

これら以外のことでは、どこから情報を得るかということが重要になってくると思います。例えば、空き家については市町村からの情報ということでヒアリングも行われたということですが、自治会との連携を強化することを今まで以上に考えてみてはいかがでしょうか。理解のある大家さんを探していく場合は、自治会がかなりの情報を持っているように思います。民生委員さんもそうなのですが、下から吸い上げていくというときに、特に今、自治会の持っている力をフルに活用させていただくということも一案のように思います。

それから、これは私の個人的な意見で、まだ具体的ではないのですが、例えば、全ての地域包括支援センターではなく、住宅が集中しているところの地域包括の中に、部門のような形でシステムとして住宅関係の情報等を吸い上げていくような方々を、非常勤でもよいので配置いただくことは難しいでしょうか。そこから情報をとっていけるようなシステムが出来るとより具体的に必要とされる対策を進めていくことが出来るように思いますがいかがでしょうか。

○大江座長 幾つかご意見をいただきましたけれども、これに関連してお答えいただくことがございますでしょうか。

○羽太住宅計画課長 自治会などと地域との関係づくりはどの団体も苦勞されています。一緒に支援者が住んじゃうというのが一番わかりやすく、ここに住んでいる人が支援していますよというのが地域にとっても信用があるということがわかりました。支援者が住むというのは、1つの解決策なのかなと思います。そうでなければ、かなり行政が後ろ盾と一緒にやらないと、地域にはなかなか入りにくいのかなという意見がありました。

○大江座長 地域包括にそういった機能を持たせるということに関しては、きょうは関連する部局の方はいらしているのでしょうか。これについて、もしご意見があればと思いますが、特にありませんか。——それでは、またご検討いただくということで。

確かに介護保険の関係でも住まいの場所を探す必要が出てくる場合もあるんですけども、なかなかそこまで手が回っていないというのが現状のようなので、そちらの方たちにもう少し住まいに関する情報のとり方とか感覚とかを持っていただくために、何かちょっとやるということがあると、この辺は少し道が開かれてくる可能性はあるかなと思います。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。

「新たな住宅セーフティネット制度活用の方向性」ということで、資料のご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4「新たな住宅セーフティネット制度活用の方向性」をごらんください。

こちらは第3回懇話会でお示した新たな住宅セーフティネット制度活用に当たっての検討方法を受けて、資料のアからエの4つの項目の方向性について、ヒアリング結果などを踏まえ、県の見解を示しております。

初めに、

【ア 要配慮者の追加】

前回懇話会

- ・国例示の要配慮者全てを追加する方向で検討する。
- ・国例示以外の追加すべき要配慮者の検討のため庁内関係課等へのヒアリングを行う。

前回懇話会を踏まえた検討

- ・庁内関係課及び要配慮者を支援する団体へのヒアリングを実施したところ、国例示以外に特に要配慮者の追加を求める意見はなかった。
- ・そこで今回の計画策定では要配慮者の国例示の者を追加することとし、市町村が

地域の実情等に応じて市町村賃貸住宅供給促進計画に要配慮者を追加する場合には、住宅確保について配慮を要する者の可能性を確保する観点から認めることとする。このことについて、法に明確な規定がないため、県賃貸住宅供給促進計画に明記する必要がある。

■方向性

- ・国例示の要配慮者を全て追加する。
- ・市町村賃貸住宅供給促進計画が策定された場合は市町村賃貸住宅供給促進計画が優先されることを、県賃貸住宅供給促進計画に規定する。

【イ 賃貸住宅登録基準の強化・緩和】

前回懇話会

現代の住生活水準から面積・設備基準ともに必要な範囲と考えられること、また、緩和により狭小住宅ストックの形成助長にもつながりかねないことから緩和しない方がよいのではないか。

前回懇話会を踏まえた検討

- ・要配慮者を支援する団体へのヒアリングを行ったところ、「緩和しない方がよい」「緩和した方がよい」いずれの意見もあった。本規定については、生活保護を受給している単身世帯民営借家の平均床面積は県所管区域で約 28m²となっていることから、今回の計画策定においては強化も緩和も行わないこととする。
- ・また、地域や入居者の生活状況等によって必要な住宅事情は異なることから、強化・緩和は市町村の考えに委ね、必要に応じて市町村賃貸住宅供給促進計画で定めもらうこととする。
- ・なお、市町村が賃貸住宅供給促進計画を策定し登録基準の強化・緩和した場合は、市町村賃貸住宅供給促進計画が適用されることについては、法規定されている。

■方向性

- ・「面積」「設備」基準は、緩和しない。

【ウ 登録住宅の供給目標】

前回懇話会

次回（第7回）以降の検討とする。

これまでの検討

- ・国KPIの目標値の設定は、市場の空き家ベースから算出しており、これまでの

登録状況を鑑みて、本県に即した目標値を設定することとする。

- ・住生活基本計画における 2025 年の供給目標を基に登録住宅の目標戸数を算出する。
- ・あわせて、新たな指標として大家の入居拒否感を掲げ、今後は居住支援協議会の活動や大家向け講習会等の開催により大家の理解を得るとともに、大家向けアンケート調査を継続的に行い、意向を把握していく。

■方向性

- ・定量的な目標として登録戸数を定める。
- ・登録戸数のほか、新たな指標として大家の入居拒否感の低減を掲げる。

【エ 登録住宅の改修・入居への経済的支援、補助実施の要否】

前回懇話会

「新たなセーフティネット制度活用にあたっての県のスタンス」を整理し、補助要否の検討を行う。

前回懇話会を踏まえた検討

- ・ヒアリングの結果、県営住宅への入居が叶わない、生活保護にまで至らない要配慮者が居ることが分かった。また、このような要配慮者を支援する団体が、住宅行政とほとんど関わることがなく、居住支援を行っていることが分かった。
- ・これらのことから、本県では、県営住宅や生活保護でカバーできない要配慮者に対して居住支援のともなった民間賃貸住宅の提供を行うモデル事業の検討を進めることとする。
- ・このモデル事業において補助メニューの検討をするとともに、本制度の普及にあたっては、地域に根ざした市町村の協力が必要であることから市町村賃貸住宅供給促進計画の策定に向けた取組を促すとともに、市町村との役割分担を検討する。

■方向性

県営住宅ストック総合活用計画等の既存施策及び、市町村の賃貸住宅供給促進計画との整合を図りつつ、補助のあり方、モデル事業の実施について検討していく。

資料4については以上です。

○大江座長 あと大体 30 分弱、ご議論いただく時間がございます。資料4を中心に、あとは目標の規模についてどうかということをご議論いただくということになるかと思えます。では、ご発言をお願いします。

○瀬戸委員 それでは、資料4と関連して、まず要配慮者の範囲について、基本的には法

と省令で定める要配慮者がいらっしゃるわけですので、読む側としては、全体像を全部把握できたほうがわかりやすいと思います。追記ということで特出しされていますけれども、実際は、高齢者、障害者あるいは母子家庭、父子家庭を含めてさまざまな家庭がいらっしゃいます。こうした方々を押さえたうえで、プラスアルファでこういう方々が該当します、と明記したほうがわかりやすいと思いました。

それからもう1点、モデル事業は非常に有効で、施策の見える化ということではインパクトが大きいと思っております。そういう意味で例えば、児童養護施設を卒業する方々は18歳になると出なければいけないわけですが、住まいがほとんど確保できないという状況で就職も厳しいんですね。といいますのは、現在、児童養護施設に入っておられる方々というのは虐待のケースがほとんどです。家庭に戻れないということもありまして、ある意味制度のはざまで、大学に進学したいけれども断念せざるを得ないとか、そういう子どもたちなわけです。そういった子どもたちを何とか救う手だてとして、住まいを低廉で供給するというのは非常に重要なことです。これは社会的にも重要な施策になると思いますので、是非、これを打ち出すことによって、神奈川県住宅政策のスタンスをアピールしたら良いと感じました。

これ以外にも、整理していただいた子どもたち、外国人あるいは障害者、高齢者のことにつきましても、見える化という意味でのモデル事業をされると、とてもいい影響が出てくるんじゃないかなと思われましたので期待をしております。ここに県営住宅等が絡んでくるともっとよくなるんですが、よろしくお願いします。

○大江座長 ほぼ2点、要配慮者についてのご意見と、児童養護施設から出る人たちです。児童養護施設は基本的に15歳で高校進学しないと、その時点ですることになって、自立援助ホームがそのための受け皿として自発的につくられてきたという経緯があります。かつて修士課程の学生が行った調査では、そこに入った人たちのほうが逆に、そこから出た後もそこにつながって暮らすことができているケースがあるようで、ある程度今ご発言いただいたような部分もケアしているんですが、確かに18歳で本当に出なきゃいけないというものの後、児童養護施設を運営していた法人がケアしていればいいんでしょうけれども、そうじゃないという場合には、住まいの確保も含めて確かに重要な問題であると私も思います。

何か事務局で。

○羽太住宅計画課長 まず、要配慮者の範囲の話ですが、確かに法で言っている低額所得

者、高齢者というのが恐らくメインターゲットになってくるので、表現のほうは考えます。これは追加のほうが先に来っていますが、そういう方々は法律で規定されているんだけど、県としてほかにこれを追加するということです。

モデル事業につきましては、まだ具体的にどうなるかはわかりませんが、計画としてはモデル事業を施策のところでも検討してやっていきたいという表現にしたいと思います。ただ、実現性はまだまだ整理しなければならないことがありますので、そこら辺が具体的にバシッと書けるかどうかは、次回までに詰めないともうまいかなと思います。

○瀬戸委員 協力させていただきますので、ぜひ一緒につくっていくということでよろしくをお願いします。

○大月副座長 要配慮者の部分で「矯正」という字は、別のところで「更生」と書いてあったりするので精査していただきたい。

今回対象にしている住宅確保要配慮者というのは一体誰なんだというところを可視化することが重要だと思います。そういう意味でも単にグラフを張りつけるだけじゃなくて、どういう厳しい状況で暮らしているのかということを知ってもらうことが県民全体が理解することからまず始めないといけないような気がします。

自立援助ホームも、単に虐待じゃなくて、その後トラウマを受けて、精神障害、発達障害になって生涯そういう病気とつき合わなきゃいけないとか、そういう事実も含めてここで対象としている方々の見える化というか、共感を持って資料を見ていただくような配慮は非常に重要なんじゃないのかなと思います。

もう1つは、資料4のウの「登録住宅の供給目標」というところで、新たな指標として大家の入居拒否感というのは非常に重要で、いいと思うんですが、事故物件があったら公表しなきゃいけないという抑止力が相当強いと思うので、不動産事業者の気持ちも一緒に酌んでいただけたほうが、いいのではと思いました。

○大江座長 今のは資料4の要配慮者の追加というところを、ただ追加するというところじゃなくて、もう少しちゃんと事実を押さえて量的な押さえも踏まえた上で、カテゴリーもしっかり、用語もしっかりした上で全ての要配慮者を追加するというところで、書き方にかなり注意をしていただきたいということですが、何かございますか。

○羽太住宅計画課長 要配慮者の数的な話でいきますと、海外からの引揚者、原子爆弾被爆者、戦傷病者、この辺は恐らく調べればわかる話だと思います。それぞれがどのように困っているか、どうピックアップするかは、検討させていただきたいと思います。例えば

1つ量的に言うのであれば、県営住宅や公営住宅にそういう方がどれくらい入っているかといったことはわかると思いますので、ここで具体的に困っている状況を見て、量的なものがわかれば、資料等に記載していきたいと思います。

それから拒否感のお話ですが、これは今、どういうふう調べようかというところでは、大家さんに直接聞くのではなくて、不動産業者に「大家から断るように言われましたか」という聞き方で聞こうと思っています。例えばそれぞれの属性、高齢者ですとか子育て世帯を挙げて、実際媒介をしている段階で、大家さんにこういう方が入るんだけどという話をしたところ、大家さんが断ってきたケースがあるかどうか。そういった属性絡みでお断りされたかどうかという聞き方をしようかと思っています。

○大江座長 ほかにいかがでしょうか。

○落合委員 資料4に関しまして、まず、アとイはこのとおりでなと思うんですが、アについて少し述べさせていただきます。

私もいろんな居住支援をやっている方々の話を聞いておりますと、一番困るのは経済的なバックボーンがないということと言うと、生活保護とか何らかの手帳を持っていらっしゃる方は何とかなるんですが、そこにかからない、例えば発達障害をお持ちの方々だと、どれだけ支援者が頑張っても、なかなか入居が難しい。そういう現状がありますので、ここでなるべく漏れないような制度づくりをお願いしたいと思います。「その他の障害者」というところで読めるのではないかと思います、そこが1点気になったところです。

もう1つ、今、大月先生がおっしゃっていただいた登録住宅の供給目標のところ。今なかなかこの県も登録住宅が増えないで悩んでいらっしゃる中で、年間いくつという目標を掲げたら、こうするという具体的な施策が言われてしまうのかなと思うので、そこのお考えをちょっとお聞きしたい。

あと、大家の入居拒否感の低減というのは非常に重要なことです。ご指摘ありましたが、私が聞いている範囲ですと、大家よりもむしろ管理会社のほうが拒否するということがあったりするとお聞きします。要は、大家さんはいいと言ってくれるんだけど、管理会社は対応しなければいけないので、そのところで拒否するということがありますので、管理会社のご負担と大家さんのご負担と、両面、施策を進めていただきたいと思います。

以上の2点でございます。

○羽太住宅計画課長 大家さんへのアンケートというか、不動産会社へのアンケートにつきましては、管理会社のほうで少し抑止力がかかるというお話があるようでしたら、そこ

のアンケートの内容についてもまた検討していきたいと思います。

それから、供給目標について、現在、県では14戸という状況で、本当に大丈夫かというお話がありました。確かに現状を見ますと、かなり目標との乖離が予想されます。次回までにもう少し現実的な数字があるのかということで検証はいたしますまた内部でも検討して変更がありましたら、次回にお話をさせていただきます。

○庄司建築住宅部長 補足で、どうやってやっていくのかという話で、「かながわあんしん賃貸住宅」、従前の制度ですが、こういう形で今、5500戸ほど登録の住宅がございまして、このうち耐震性とか面積とか、そういったものを見ていくと、大体5割から6割ぐらいは移行しても耐えられるのではないかと予測しておりますし、実際に計算しております。そういったものもオーナーさんに、ぜひこの新制度に登録をお願いしますという働きかけをしていかないといけないのかなと思っています。

ただ、一方では、先ほどからお話が出ているように、どうやって見守りをしてくれるのか、後の面倒は誰が見てくれるのか。そこがないとご心配でしょうから、どうしても居住支援という部門の充実もあわせてやっていかないといけないので、最初は低空飛行になってしまいますが、最後に目標を達成する、そんな形になるのかなと思っています。

○壺井委員 ちょっと違うのかもしれないのですが、住宅確保要配慮者が増えていると思うのですが、そういった人たちは今どこに入っているかというのと、我々の現場から見ると、未届けの有料老人ホームとか、サ高住にもならないような託老所というのか、本当に粗末な家をオーナーが借りたりして、そこに劣悪な状態で住まわせているような、いわゆる貧困ビジネスみたいなどころに行かざるを得ない状況になっているのではないかなと思うのですね。札幌での火災もありましたが、そういったところで、火災が起こったりすると多くの方が亡くなってしまいうという状況があります。

私は、そういう劣悪な環境的には余りよくないところでも、とりあえずスプリンクラーとかがついていれば、本当は助かったのではないかなと感じるんですね。そういったときにこういうモデル事業で、住宅改修費の補助が使えればいいのではないかと思います。そこが結びつくのかどうかわからない部分はありますが。

住宅を確保し、そこに住む人をどうやって入れていくかということの議論だと思うのですが、実際に今、そういったところに住んでいらっしゃる人たちをどうしていくかということも必要ではないかと思います。余りまとまらないのですが、福祉の現場からすると、今そういう状況にある方が、火災とかあったときに命を落とすことがないように、施策を結

びつけていけないのかと感じていますが、そういった点では住宅部門のお考えはいかがでしょうか。

○羽太住宅計画課長 モデル事業を検討するときに、札幌での火災というのは、我々も非常に悪い例だなということで、ああいった低廉貧困ビジネスみたいなもので、劣悪な住環境というのはよくないだろう。少なくとも安心・安全に暮らす必要があるということで、確かに意識のある方が事業をやられていると思うんですが、安心な住宅に住んでもらいたいということでモデル事業で改修費補助もありますので、そういったものを使って防火性能を上げるとか、耐震性を持った住宅のストックをつくっていくという役割もここにあるのかなと思います。

そのモデル事業のところでは、要配慮者をどう救っていくか、そして居住支援をやっている方々をどう支えていくかという話もあるんですが、一方で、いいストックを町なかに残していくという役割もありますので、そこには補助を入れて大家さんの負担を軽減するという必要かと思えます。そこは余り強くは書いてないんですが、当然我々も考えているところであります。

○大江座長 大島委員、いかがでしょうか。

○大島委員 ほかの委員の先生方がおっしゃったことでもありますが、私のほうから1つご質問です。今、話に出てきました住居として無届けというのでしょうか、ニュースになって初めてわかったみたいなのが結構ありますが、そのような情報を得るための何か工夫をしていらっしゃるれば教えて頂けないでしょうか。届け出されていない、ちまたのうわさみたいな形で拾ってこられているのか、あるいは市町村におろし、市町村からという形なのか、その辺の情報をどうとっていらっしゃるか、教えていただければと思います。

○羽太住宅計画課長 無届けホームについては住宅部局では把握してなくて、福祉のほうでの聞き取りで、無届けホーム何件ということで公表されるというか調査があつて、それをベースに新聞報道は出ているようです。

○壺井委員 無届けホームの把握については、市でも福祉部門と建築、消防部門が連携して、情報の共有をしています。また、区役所や地域包括支援センターから、この建物に高齢者の方がたくさん住んでいるといった情報が入ることがあります。そういったところは消防、建築とも連携しながら、立入調査に行つて確認し、把握に努めるようにしています。

○大江座長 私は高齢者の住まいの運営をしているNPOの理事をやっているのですが、火災報知器が誤作動して消防車が来たときがありまして、その後、呼び出されて消防署に行き

ましたら、ABCに分類してあって、我々のところはスプリンクラーの設置が必要ないところなんですけれども、消防署のほうでも高齢者がまとまって住んでいるというところに関して、スタッフが24時間いるのかいないのかとか、そういう状況についてしっかり把握してあって、それに対応しているということがあります。

今回のこの住宅セーフティネットの新しい形というのは、一般のアパート1棟丸ごとじゃなくて、空いているところを登録してやっていくというのがメインになると思うので、そこに個別に入っていくというマッチングの中で居住支援をどうやっていくか、どうつけていくかということが中心になるので、まとまった形の住まいとは違う難しさはあると思うんですね。もし空き家を利用した丸ごとのシェアハウス、共同居住、共同住居利用というものであれば、そこに何らかの施策を行政的に介入することがしやすいかと思えますけれども、その難しさのあたりをどういうふう乗り越えるのかというのはお考えいただかなきゃいけないんじゃないかな。それはハードのほうの対応ではないんじゃないかなという感じはしています。

時間が参りましたけれども、私も少し発言させていただくと、まず資料4でお話いたしますと、「登録住宅の供給目標」ですが、これは市場に出てくるということだと思えますね。市場に出ない形で、大家さんの意向であるとか、いろんなつながりということから、この住宅はこういうふうに使ってくださいという形で、支援団体なり社福なりとの連携の中で提供されていくというものが相当量あると思うので、実際にはこういう方向性が出ることによって、市場に出るものでしかはかれないというところが進んでいく可能性があると思う。量的な把握がここに登録されるかどうかということだけで行われてしまうと、これがもしかしたら、実態としては進んでいく可能性はあると思うんですね。そこらあたりをどういうふうに見たらいいか。もう少し別の尺度が考えられないか。大家さんの拒否感、抵抗感ということ以外にも考えることができたらということで、ちょっと難しいですが、ご検討いただければというぐらいの弱い要望として申し上げておきたいと思えます。

それから、ここは「市町村計画」という言葉が各所に入っています。しかしながら、市町村の住宅マスタープランとか、住生活基本計画の策定ははかばかしくはないというご紹介が以前にあったと思いますが、そのときもこれから市町村の住宅に関する計画をもうちょっと県として後押ししなきゃいけないというご発言もあったわけです。こういう制度改正によって出てくる新しい枠組みを進めるためにも、そして、市町村の判断が重要だと認識されていることからすると、私も神奈川県下の幾つかの自治体で、今も藤沢市でおつき

合っていますが、住宅計画に関しては県のほうでバックアップしていただけるといいかなど。

名称に関しても、ずっと「住宅マスタープラン」という、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法にもとづいて「住宅マスタープラン」をつくりはじめ、それをそのまま使い続けているところもあれば、「住生活基本計画」という言葉になっているところもあれば、これも非常に不統一があるので、県としてこういうことを決めてほしいということをしかりと枠組みを決めた上で、市町村に対しての支援、そして、場合によっては狭い自治体に関しては広域的などといいますか、一部事務組合等でつながっている市町村に対しては、その範囲で支援していくということもお考えいただいて、ぜひ神奈川県下の全市町村がこの計画を持てるように進めていただければいいかなと思います。

公営住宅についても幾つかご意見をいただきましたけれども、これから建替えていくときに、基本的にこれまでと同じようないいハコを供給するというだけでなく、こういった議論の中から出てくるある種の附帯施設といいますか、どういう機能をここに付け加えて、団地なり公営住宅なりだけではなくて、地域に対してもその機能を発揮するような形の公営住宅団地のあり方を求めればいいのかということについても、こういった議論から学んでいただいて新しい公営住宅のあり方を実現していただければなと思います。

最後に、新しい住宅セーフティネットの多くの需要者、ニーズを持っているのは高齢者が量的には一番多いと思うんですね。かつ、高齢者で何らかのケアのニーズを持っているということだとすると、空いているアパートの部屋に住んでいただくと同時に、ケアのつながりを持たなきゃいけないということになるわけですが、要支援以上であれば何らかサービス事業者とつながりが持てますが、そうでないとそこがないということもあります。また、実際に住んでいて、そういうケアのニーズを持ったときにどうすればいいかということで、今、神奈川県の中では割と新しい試みというか、活動をしているところがあります。そういったところの小規模多機能サービスを上手に使うURの団地の中で展開しているとか、地域の中で展開しているという事例があります。これは神奈川から生まれたものとしてアピールしていいと思いますので、小規模多機能と民間のアパート、住宅、あるいは公営住宅でも公団住宅でもいいと思いますが、そういうつながり方を進めていくということがモデルの1つになるんじゃないかと思いますので、その点もご検討いただきたいということでございます。

私からは以上です。

ほとんど要望なので、もし何かお答えいただくことがあれば短めにとと思いますが、いかがでしょうか。

○羽太住宅計画課長 先ほどの小規模多機能のお話は、またヒアリング等へ行って、モデル事業、それから計画に活かしていきたいと思います。高島平のほうへもヒアリング等に行って計画に活かしていきたいと思います。

○大江座長 時間が予定より 10 分ぐらいおくらせていますが、ほぼ時間どおり終わるかと思っています。ほかにご意見がなければと思います。よろしいでしょうか。

○瀬戸委員 1 点だけ済みません。今、少子高齢社会の処方箋が必要になっていると思うんですね。それは福祉政策と住宅政策の融合だと思っています。そのための起爆剤として、空き家を活用する際の規制緩和を介護や医療政策と連携して動かすということができないものでしょうか。

県の西部は人口減少していますので、医療介護福祉政策とあわせて特区申請をしていただいて、介護や福祉に限って自由に空き家を使える、あるいは県営住宅を自由に使えるという政策をご検討いただければありがたいです。よろしくをお願いします。

○大江座長 さっき協力してというお話もありましたので、少し個別にご相談させていただいて、新しい方向性というものを検討いただければと思います。

それでは、本日の懇話会はこれで閉会させていただきますけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局 事務連絡でございます。本日の会議録につきましては、追ってメールでお送りさせていただきます。発言趣旨や専門用語などについてご確認いただきたいため、ご協力をお願いいたします。

次回の懇話会の開催は、9 月 28 日、金曜日を予定しております。通知は追ってお知らせさせていただきます。

本日は、長時間にわたり貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

午後 4 時 閉会